

災害時等協力事業者の募集!!

災害時等協力事業者とは？

災害時及び平常時において、地域と連携して人員・資機材等で防災活動に協力してくれる事業所等を「鳴門市災害時等協力事業者」として登録し、登録した事業者の協力を得て、被害の軽減を図ることを目的としております。

対象となる事業者とは？

市内に事業所(店舗、工場、営業所、資機材置き場等)を有する個人及び法人、その他の団体とします。ただし、市長が認めるときは隣接する市外の事業所も含まれます。

期待される協力活動とは？

原則、協力活動は自発的意志に基づく活動ですので、無償となります。
平常時は地域内の危険箇所の点検や、地域の防災訓練等への参加・支援を期待しております。業務に支障のない範囲でご協力下さい。
災害時は、各地域の自主防災組織等と連携しつつ、可能な範囲で自発的な救援活動を期待しております。また、市から協力活動を要請することがあります。

登録するとどうなるの？

市から登録書を発行し、市公式ウェブサイトにも事業者名等を公表します。
登録事業者は、自らが「鳴門市災害時等協力事業者」である旨を、自社パンフレットやホームページ、看板、名刺等に表示することが可能です。
建設業者は建設業法第27条の23に基づく徳島県の経営事項審査時に「防災協定の締結」項目に該当するものとして加点されます。

登録方法は？

申請書を市公式ウェブサイトよりダウンロード又は、市役所危機管理課にて入手
(市公式ウェブサイト:

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/fd/saigai/bousaijigyo-hp/bousaijigyo-top.html>)

お問い合わせ先

鳴門市 企画総務部 危機管理局 危機管理課
TEL:088-684-1711(内線245)
FAX:088-684-1336